

独立行政法人日本学術振興会の令和6年度業務実績に関する評価の結果を踏まえた業務運営の改善等への反映状況【大臣評価】

	年度計画項目	令和6年度業務実績評価における 主要な指摘等	左の指摘等を踏まえた令和7年度の改善の状況
1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 多様で厚みのある知の創造	・ 科研費は我が国の学術研究を支える基幹的な事業であり、その成果の積極的な発信を通じて、学術研究の重要性について広く国民の理解を得ることが重要である。そのため、「広報戦略」等も踏まえつつ、対象と効果を意識した戦略的かつ積極的な広報活動の推進が望まれる。	科研費によって生み出された優れた研究成果を紹介するため、振興会ウェブサイトに「科研費研究成果トピックス」の専用ページを設け、研究者及び研究機関から提供された研究成果を発信した。掲載に当たっては、KAKEN とのリンクを設けることで、KAKEN の掲載情報と関連づけやすくするなどの工夫を行った。 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/37_topics/index.html また、一般の方へ向けて振興会の役割や社会への貢献を伝える新たな PR 動画を作成し、YouTube にて公開した。また、日本人2名によるノーベル賞受賞の機を捉え、受賞者と本会理事長による対談動画を作成して YouTube に公開し、学術振興や若手研究者養成の重要性をわかりやすく一般に伝えた。 表敬訪問：https://www.youtube.com/watch?v=LM423XOV2PY PR 動画： フル：https://www.youtube.com/watch?v=lc3G4QrBP-0 ダイジェスト：https://www.youtube.com/watch?v=Y-n2CdZdn8 ショート①：https://www.youtube.com/watch?v=rEd_0e9i2Rc ショート②：https://www.youtube.com/watch?v=SR-hU31URPg
2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 多様で厚みのある知の創造	・ 課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業については、研究代表者と十分にコミュニケーションを図り支援・助言を行うことや評価及びフォローアップ方法等について必要な制度改善を行うことを期待する。	専門家による公正な研究評価・フォローアップを実施するため事業委員会及び部会を設置した。 また、令和6年度までは原則、書面のみで実施していたフォローアップについて、2年度目の研究テーマは原則として、フォローアップ担当委員によるヒアリングを実施することとし、研究テーマの実施初期に研究代表者との密なコミュニケーションを導入することで、研究テーマをより良く発展させることができるようにした。
3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 多様で厚みのある知の創造	・ 人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業については、今後更に JDCat に連結するデータを拡充させるとともに、研究者等に対する認知度及び利便性の向上を図り、国内外の多様な分野の研究者等における利活用が促進されることを期待する。	人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業委員会を設置し、中核機関及び拠点機関と連携しながら、人文学・社会科学総合データカタログ（JDCat）やイベントの広報を支援する等の人社データインフラの強化に資する取組を行うことで事業の円滑な運営を図った。 JDCat において受託機関から提供された新規メタデータの公開を行った。なお、拠点機関である神戸大学附属図書館、奈良文化財研

	年度計画項目	令和6年度業務実績評価における 主要な指摘等	左の指摘等を踏まえた令和7年度の改善の状況
			研究所のメタデータの公開を開始した。また、JDCat へのアクセス数も増加しており、データの利活用が着実に進んでいる。 （メタデータ総数：累計 132,888 件、前年度比：94,515 件増（約 3.5 倍）） （アクセス総数：累計 2,591,278 件、前年度比：601,871 件増（約 1.3 倍））
4	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 1 多様で厚みのある知の創造 （1）科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進	・科研費は我が国の学術研究を支える基幹的な事業であり、その成果の積極的な発信を通じて、学術研究の重要性について広く国民の理解を得ることが重要である。このことは、学術研究に対する社会からの関心を促し、支援の意識を高めることだけでなく、未来の学術研究を担う人材の育成にもつながることが期待される。令和6年度末に策定された「広報戦略」等も踏まえつつ、対象と効果を意識した戦略的かつ積極的な広報活動の推進が望まれる。	【再掲】科研費によって生み出された優れた研究成果を紹介するため、振興会ウェブサイト「科研費研究成果トピックス」の専用ページを設け、研究者及び研究機関から提供された研究成果を発信した。掲載に当たっては、KAKEN とのリンクを設けることで、KAKEN の掲載情報と関連づけやすくするなどの工夫を行った。 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/37_topics/index.html また、一般の方へ向けて振興会の役割や社会への貢献を伝える新たな PR 動画を作成し、YouTube にて公開した。また、日本人 2 名によるノーベル賞受賞の機会を捉え、受賞者と本会理事長による対談動画を作成して YouTube に公開し、学術振興や若手研究者養成の重要性をわかりやすく一般に伝えた。 表敬訪問：https://www.youtube.com/watch?v=LM423XOV2PY PR 動画： フル：https://www.youtube.com/watch?v=1C3G4QrBP-0 ダイジェスト：https://www.youtube.com/watch?v=Y-n2CdzZdn8 ショート①：https://www.youtube.com/watch?v=rEd_0e9i2Rc ショート②：https://www.youtube.com/watch?v=SR-hU31URPg
5	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 1 多様で厚みのある知の創造 （2）総合知の創出等に向けた研究活動等の推進	・課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業については、各研究テーマが優れた成果を創出できるよう、研究代表者と十分にコミュニケーションを図り支援・助言を行うことや評価及びフォローアップ方法等について必要な制度改善を行うことを期待する。	【再掲】専門家による公正な研究評価・フォローアップを実施するため事業委員会及び部会を設置した。 また、令和6年度までは原則、書面のみで実施していたフォローアップについて、2年度目の研究テーマは原則として、フォローアップ担当委員によるヒアリングを実施することとし、研究テーマの実施初期に研究代表者との密なコミュニケーションを導入することで、研究テーマをより良く発展させることができるようにした。
6		・人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業については、今後更に JDCat に連結するデータを拡充させるとともに、研究者等に対する認知度及び利便性の向上を	【再掲】人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業委員会を設置し、中核機関及び拠点機関と連携しながら、人文学・社会科学総合データカタログ（JDCat）やイベントの広報を支援する等の人社データインフラの強化に資する取組を行うことで事業の

	年度計画項目	令和6年度業務実績評価における 主要な指摘等	左の指摘等を踏まえた令和7年度の改善の状況
		図り、国内外の多様な分野の研究者等における利活用が促進されることを期待する。	円滑な運営を図った。 JDCat において受託機関から提供された新規メタデータの公開を行った。なお、拠点機関である神戸大学附属図書館、奈良文化財研究所のメタデータの公開を開始した。また、JDCat へのアクセス数も増加しており、データの利活用が着実に進んでいる。 (メタデータ総数: 累計 132,888 件、前年度比: 94,515 件増(約 3.5 倍)) (アクセス総数: 累計 2,591,278 件、前年度比: 601,871 件増(約 1.3 倍))
7	1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	・特別研究員事業については、他の博士課程学生支援事業が展開される中で、当該事業の位置づけを明確にしつつ、我が国の研究力強化に向けた政策や現場のニーズ、当該事業による支援の成果の定量的なデータ等を踏まえた制度の更なる改革と効果的・効率的な運営に向けた措置を講じることが望まれる。	採用者及び受入研究機関への積極的な意見聴取及び学術システム研究センターにおける議論を踏まえて、採用者の処遇や制度の改善、環境整備の促進に向けた取組を行った。 ・特別研究員の起業については、研究専念義務や身分の制約の観点から認めていなかったが、起業を志す研究者の増加や、大学発スタートアップの重要性を鑑み、一定の要件を満たす場合に認めることとした。 ・特別研究員-DC については、研究専念義務や身分の制約の観点から、受入研究機関以外の正規課程に在籍することを認めていなかったが、研究遂行のために海外の大学院等の正規課程に在籍を希望する者が少なからず存在するため、研究遂行のために在籍することの必要性を考慮し、一定の要件を満たす場合に在籍を認めることとした。
8	1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	・卓越研究員事業においては、事業の実施状況等を踏まえ、本事業により得られた成果及び課題等を分析し、今後の若手研究者支援事業に向けた示唆を得ることが必要である。	本事業の効果的な運営に資するよう、卓越研究員として決定してから3年及び6年を経過した者を対象に、研究活動状況の追跡調査を実施し、その結果を取りまとめて文部科学省へ報告した。
9	1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	・特別研究員事業については、事業創設から40年になることも踏まえつつ、次世代研究者挑戦的プログラム(SPRING)等の他の博士課程学生への支援が展開される中で、当該事業の位置づけを明確にしつつ、我が国の研究力強化に向けた政策や現場のニーズ、当該事業	【再掲】採用者及び受入研究機関への積極的な意見聴取及び学術システム研究センターにおける議論を踏まえて、採用者の処遇や制度の改善、環境整備の促進に向けた取組を行った。 ・特別研究員の起業については、研究専念義務や身分の制約の観点から認めていなかったが、起業を志す研究者の増加や、大学発スタートアップの重要性を鑑み、一定の要件を満たす場合に認める

	年度計画項目	令和6年度業務実績評価における 主要な指摘等	左の指摘等を踏まえた令和7年度の改善の状況
	(1) 自立して研究に専念できる環境の確保	による支援の成果の定量的なデータ等を踏まえた制度の更なる改革と効果的・効率的な運営に向けた措置を講じることが望まれる。	こととした。 ・特別研究員-DC については、研究専念義務や身分の制約の観点から、受入研究機関以外の正規課程に在籍することを認めていなかったが、研究遂行のために海外の大学院等の正規課程に在籍を希望する者が少なからず存在するため、研究遂行のために在籍することの必要性を考慮し、一定の要件を満たす場合に在籍を認めることとした。
10		・卓越研究員事業においては、事業の実施状況等を踏まえ、本事業により得られた成果及び課題等を分析し、今後の若手研究者支援事業に向けた示唆を得ることが必要である。	【再掲】本事業の効果的な運営に資するよう、卓越研究員として決定してから3年及び6年を経過した者を対象に、研究活動状況の追跡調査を実施し、その結果を取りまとめて文部科学省へ報告した。
11	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 2 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成 (2) 国際舞台で活躍する研究者の養成	・米国の影響を含む国際情勢の変化を踏まえ、状況を慎重に見極めながら、海外に派遣される研究者が不利益を被ることのないよう、派遣計画の見直しや滞在先の再検討など、柔軟かつ適切な対応が求められる。	国際情勢の変化を踏まえ、柔軟に対応した。 ・世界的な物価上昇等の状況を鑑み、令和7年度から支給額を増額し、継続者等への差額の追加支給分も含めて円滑に支給した。 ・特に派遣者が多い米国の情勢変化に応じ、派遣開始期限を年度末まで延長するなど弾力的に対応した。 ・フランスの法律に基づく外国籍研究者の研究滞在上限期間について、注意喚起等を行った。 ・中東情勢の目まぐるしい変化に応じ、派遣者への安否確認の頻度を高めたほか、ドバイ経由の航空券の経由地を変更する等、安全確保に努めた。
12	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 3 大学等における研究基盤等の強化	・WPI20周年にむけた国内外でのさらなる認知度向上とWPIブランドの確立のためのプロモーション・ブランディング強化を進めることを期待する。加えて、世界最高水準の研究拠点形成に向けて、より質・量の充実した情報収集・分析を期待する。	長期的な視点に立ってWPI全体としてのブランドの維持・向上を図るため、令和6年度に策定したブランディング戦略に基づき、継続的な取組に加えて、海外の若手研究者等のターゲットに応じた新たなブランディングの取組を複数実施し、高い参加者満足度を得るなどの成果を挙げた。 加えて、各拠点の報告書に基づき、研究成果、人員、国際性に関する情報の収集・分析を行った。また、WPI拠点の特に若手研究者から直接ヒアリングすることにより、WPI拠点の強み等について情報収集・分析を行った。
13		・令和7年度においては、卓越大学院プログラム事業及び知識集約型社会を支える人材育成事業の事後評価が予定されている。その際、これまで実施した審査・評価業務の中で	卓越大学院プログラム事業及び知識集約型社会を支える人材育成事業の事後評価を実施するにあたり、事業実施主体である文部科学省と綿密に相談し、また、委員やPO (Program Officer) と連携しながら事業趣旨を捉えた事後評価を迅速かつ円滑に実施すると

	年度計画項目	令和6年度業務実績評価における 主要な指摘等	左の指摘等を踏まえた令和7年度の改善の状況
		得られた知見やノウハウを積極的に活用しながら、引き続き着実かつ実効性ある評価業務が実施されることを期待する。	ともに、採択大学の事務負担も考慮して、定量的データについては文部科学省が毎年度実施している実施状況調査を活用する等、評価の簡略化を図った。 特に事後評価に当たってはこれまでの知見を活かし、現地調査により書面評価では確認しきれなかった取組を明らかにし、それを踏まえた評価の見直しを行い、よりきめ細やかな伴走支援や評価業務を実施した。 事後評価結果決定後、結果等をウェブサイトを通じて公表することにより、本事業にて明らかとなった成果や課題等を社会に広く発信した。 さらに令和7年度からの新規事業である「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」の審査・評価にあたっては、これまで卓越大学院プログラムや知識集約型社会を支える人材育成事業等で培った伴走支援の経験を踏まえ、P01名の体制を2名体制とし、大学等の取組をよりきめ細やかにフォローアップを行う体制を整えた。
14	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 大学等における研究基盤等の強化 (1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進	・WPI 拠点の持続的な成長・発展に向けて、引き続き適切にプログラムの進捗管理等を実施するとともに、持続的な成長・発展を実現するための新制度について、適切に審査を運営することを期待する。また、WPI20周年にむけた国内外でのさらなる認知度向上とWPI ブランドの確立のためのプロモーション・ブランディング強化を進めることを期待する。加えて、世界最高水準の研究拠点形成に向けて、より質・量の充実した情報収集・分析を期待する。	国がWPI拠点の持続的な成長・発展を実現するための新制度（成長・発展計画）を令和7年度に導入したことを受け、国の定めた方針に基づき、申請のあった4拠点の成長・発展計画について審査を行った。 また、長期的な視点に立ってWPI全体としてのブランドの維持・向上を図るため、令和6年度に策定したブランディング戦略に基づき、継続的な取組に加えて、海外の若手研究者等のターゲットに応じた新たなブランディングの取組を複数実施し、高い参加者満足度を得るなどの成果を挙げた。 加えて、各拠点の報告書に基づき、研究成果、人員、国際性に関する情報の収集・分析を行った。また、WPI拠点の特に若手研究者から直接ヒアリングすることにより、WPI拠点の強み等について情報収集・分析を行った。
15	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 大学等における研究基盤	・令和7年度においては、卓越大学院プログラム事業及び知識集約型社会を支える人材育成事業の事後評価が予定されている。その際、これまで実施した審査・評価業務の中で得られた知見やノウハウを積極的に活用し	【再掲】卓越大学院プログラム事業及び知識集約型社会を支える人材育成事業の事後評価を実施するにあたり、事業実施主体である文部科学省と綿密に相談し、また、委員やP0 (Program Officer) と連携しながら事業趣旨を捉えた事後評価を迅速かつ円滑に実施するとともに、採択大学の事務負担も考慮して、定量的データにつ

	年度計画項目	令和6年度業務実績評価における 主要な指摘等	左の指摘等を踏まえた令和7年度の改善の状況
	等の強化 (3) 大学の教育研究改革の支援	ながら、引き続き着実かつ実効性ある評価業務が実施されることを期待する。	いては文部科学省が毎年度実施している実施状況調査を活用する等、評価の簡略化を図った。 特に事後評価に当たってはこれまでの知見を活かし、現地調査により書面評価では確認しきれなかった取組を明らかにし、それを踏まえた評価の見直しを行い、よりきめ細やかな伴走支援や評価業務を実施した。 事後評価結果決定後、結果等をウェブサイトを通じて公表することにより、本事業にて明らかとなった成果や課題等を社会に広く発信した。 さらに令和7年度からの新規事業である「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」の審査・評価にあたっては、これまで卓越大学院プログラムや知識集約型社会を支える人材育成事業等で培った伴走支援の経験を踏まえ、P01名の体制を2名体制とし、大学等の取組をよりきめ細やかにフォローアップを行う体制を整えた。
16	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 国際研究ネットワークの構築 (1) 戦略的な国際研究基盤の構築	・海外研究連絡センターを拠点として在外日本人研究者のコミュニティを形成するなど、国際的な活動や海外関係機関との連携を推進するにあたり、同センターの有効な活用方策の検討が求められる。	海外研究連絡センターでは、113件の学術シンポジウム等を開催し8,280名もの参加者を集め、複数の国際共同研究（米国、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン、中国、アフリカ等）が生まれた。また、153件のJSPS事業説明会を開催し、延べ9,435名が参加するなど、積極的な広報活動に努めた。 このほか、日本人研究者交流会の開催を拡充し、在外日本人研究者が海外で研究に専念できる環境づくりや、ネットワーキングに資する取組を拡大したほか、ナイロビ研究連絡センターにて創立60周年記念シンポジウムを開催し、現地の学術関連機関及び現地研究者とのネットワークの形成に寄与した。
17	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	・振興会の取組や事業の成果等に関する広報は、学術研究について広く国民の理解を得るための重要な活動であり、今後、様々な取組を発展させる余地がある。	令和6年度に策定した広報戦略に基づき、対象を意識した情報発信やイメージの統一につながる情報発信・グッズの製作を行った。通常行っているウェブサイト、印刷物、メルマガやSNS等の情報発信に加えて、日本人ノーベル賞受賞者に関する情報発信や、振興会のプロモーション動画の作成など、新しい取組を行い積極的な情報発信を進めた。
18	5 学術振興のための支援基盤の強化 (4) 情報の発信と成果の普及	・広報戦略は令和6年度末に策定されたものであり、来年度以降、これに基づく戦略的な広報活動の展開が求められる。	

	年度計画項目	令和6年度業務実績評価における 主要な指摘等	左の指摘等を踏まえた令和7年度の改善の状況
19	Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項 1 組織の編成及び業務運営	・特に資金配分機関である科学技術振興機構との連携については、情報共有の場の設定、人的交流等によるコミュニケーションの活発化等、研究資金配分機関間の連携強化に向けた取組の強化が求められる。	他の資金配分機関とは、科研費電子申請システムからのデータ連携で e-Rad に科研費の審査結果等を迅速に提供するなどし、連携を図った。 特に、科学技術振興機構（JST）及び日本医療研究開発機構（AMED）と協力し、資金配分機関として公正な研究活動を推進するために、研究公正に関するシンポジウムを開催した。
20	Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	・基金の運用では、令和6年度において見込みを上回る運用益を上げており、引き続き計画的な運用に努めて頂きたい。	令和7年度においては、有価証券（財投機関債等）による基金及び余裕金の運用により、法人全体で約 940 百万円（対前年度：約 522 百万円（225.07%）増）の運用益を上げた。
21		・今後、事業の目的を踏まえつつ、この運用益を有効に活用する方策について検討をすすめる必要がある。	基金の管理運営については、基金管理委員会において、事業の目的を踏まえつつ、審議されている。
22	Ⅲ 財務内容の改善に関する事項 1 予算・収支計画及び資金計画	・基金の運用では、令和6年度において見込みを上回る運用益を上げており、引き続き計画的な運用に努めて頂きたい。	【再掲】令和7年度においては、有価証券（財投機関債等）による基金及び余裕金の運用により、法人全体で約 940 百万円（対前年度：約 522 百万円（225.07%）増）の運用益を上げた。
23		・今後、事業の目的を踏まえつつ、この運用益を有効に活用する方策について検討をすすめる必要がある。	【再掲】基金の管理運営については、基金管理委員会において、事業の目的を踏まえつつ、審議されている。
24	Ⅳ その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制の充実・強化	・契約監視委員会は、毎年度4月にメール審議により契約の事後点検と、調達等合理化計画の自己評価の点検を行い、5月に調達等合理化計画の自己評価の点検と当年度の調達等合理化計画について審議を行っている。4月は、評価項目全体について漏れなく意見聴取を行うことを目的として、メール審議を行うとしているが、契約の事後点検も同委員会の重要な役割であり、今後は4月も対面又はハイブリットでの審議が求められる。	令和8年度開催の契約監視委員会では、令和7年度の契約内容の事後点検の場として、4月に第1回会議をオンライン形式により実施することで、委員間の議論を充実させるとともに、第2回において第1回会議での議論を踏まえて、最終的な評価を確定することとした。